

文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果の公表の取り扱いの変更 に抗議し、かつ、同調査の中止を求める

1 文部科学省は、2013年11月29日、「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を発表した。

同実施要領は、2013年度（平成25年度）に実施された「全国学力・学習状況調査」（以下「学力調査」という）から、学力調査の結果公表に関する取り扱いを変更し、これまで容認されていなかった、市町村の教育委員会による個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能とするものである。これは、学校が学力調査の結果の公表に反対をした場合、ないしは消極的な場合でも、教育委員会の判断で、学校別の結果の公表ができるようにするものである。

また、平成25年度以前の学力調査の結果の公表についても、「事前に当該学校と十分相談」すれば「教育委員会の責任と判断において公表することも可能」とした。

2 これまで自由法曹団が繰り返し抗議してきたように、全員参加方式による学力調査の実施そのものが、市町村・学校・児童生徒の序列化や過度の競争をもたらすものであり、中止されるべきものである。このような学力調査について、結果が公表されることにより、ますます序列化や競争が激化することは明らかである。

また、新聞報道等によれば、授業の中で過去問対策に時間が割かれる、成績の悪かった子どもが校長に謝りに来るなど、学力調査の弊害が各地で明らかになっている。学力調査の実施により、本来行われるべき学習の時間が削られ、かえって生徒の心を傷つけ学習意欲を失わせるなど、健全な成長が阻害されるような事態が生じている。

その上に、上記の取り扱いの変更により、調査結果の公表の範囲が大幅に拡大されたことによって、今後、このような学力調査の弊害がより大きくなることは明らかである。

そもそも、結果の公表が是認された状況下での全員参加方式での学力調査の実施は、教育基本法16条が禁止している教育に対する「不当な支配」に該当するものであり、決して許されてはならないものである。学力調査と教育に対する「不当な支配」の関係について、1976年の最高裁旭川学テ事件大法廷判決（以下「旭川学テ判決」という）は、この当時の学力調査が「不当な支配」に該当しないとしたが、その根拠の1つとして、「個々の学校、生徒、市町村、都道府県の調査結果は公表はしないこととされる等一応の配慮」があることを挙げた。

旭川学テ判決については、教育に対する国家の介入を大幅に認めたという点で批判されているが、このように批判されている判決によってさえ、結果公表が是認された状況での学力調査の実施は、教育に対する「不当な支配」に該当すると判断される可能性が高い。上記の取り扱いの変更は、旭川学テ判決が挙げた「結果公表」を可能にするものであることは明らかであるから、その下で行われる学力調査は「不当な支配」に該当し、許されてはならないのである。

3 私たち自由法曹団は、基本的人権を守るために活動する、全国約2000名の弁護士を擁する団体であるが、子どもの権利を守り、教育に対する「不当な支配」に反対するという視点から、上記の通知による学力調査の結果公表の取り扱いの変更
に抗議するとともに、学力調査の中止を求める。

2014年1月23日

自由法曹団
団長 篠原義仁